

徳島県告示第六百四十号

徳島地方法務局長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（基準点測量）	徳島市住吉一丁目、住吉二丁目、住吉三丁目及び城東町一丁目の全域	令和二年九月二十八日から令和四年三月三十一日まで